

保護者様

甲斐市立双葉中学校  
校長 興石 信

出席停止通知について

次の病気は、学校保健安全法第19条によって、病気の悪化を防ぐため、また、他の生徒への感染を防ぐために出席停止となります。ご家庭においては、医師と相談の上、適切に処置をとりますようご通知いたします。なお、この場合の欠席は、欠席日数に入りませんのでご承知下さい。

医師が感染予防上、支障がないと認め登校する際は、下記の登校許可書に医師に記入して頂き、担任まで提出してください。

|                                    |                |
|------------------------------------|----------------|
| 登 校 許 可 書                          |                |
| _____ 年 _____ 組 _____              | _____ 氏名 _____ |
| 病名 _____                           |                |
| 登校停止期間 令和 年 月 日 ~ 月 日まで            |                |
| 上記の生徒は、他の生徒へ感染の心配がない状態であることを証明します。 |                |
| _____ 医師名 _____                    | _____ 印 _____  |

◎学校感染症と出席停止（学校保健安全法に定められている感染症）

| 病 名 お よ び 医 師 の 指 示 |  |   |
|---------------------|--|---|
| 第一種                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱・南米出血熱・重症急性呼吸器症候群（SARS）・痘そう・ペスト</li> <li>・マールブルグ病・ラッサ熱・ジフテリア・急性灰白髄炎（ホリカ）・鳥インフルエンザ（H5N1）</li> </ul> <p><b>出席停止期間は、医師の許可があるまで（治癒するまで）・新型コロナウイルス肺炎</b></p> |   |
| 第二種                 | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。     |
|                     | 麻疹（はしか）  | 解熱した後3日を経過するまで                                  |
|                     | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで。 |
|                     | 髄膜炎菌性髄膜炎   | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。                  |
|                     | 風疹（三日ばしか）  | 発疹が消失するまで                                       |
|                     | 水痘（水ぼうそう）  | すべての発疹が痂皮化するまで                                  |
|                     | 咽頭結膜熱  | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                             |
|                     | 結核   | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。                  |
| 第三種                 | 腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・細菌性赤痢  | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。                  |
|                     | その他の感染症・溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、手足口病、伝染性紅斑など  | その他の感染症は、学校医および学校長の判断で、出席停止となる場合があります。          |